

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交規第652号

令和元年11月14日

キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について（通達）

昨今の交通事故情勢を踏まえ、別添のとおり、「キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について」（令和元年11月12日付け、警察庁丁規発第109号）が発出された。

各警察署にあっては、別添のとおり、管内市町村の保育担当部局等からキッズゾーンの設定にかかる協議依頼等がなされた場合には、警察本部交通部担当各課と連携を図り、交通規制の検討や、園児の交通安全を確保する上で必要な意見を申し入れるなど、適切な対応をとられたい。

なお、キッズゾーンの設定にかかる協議、交通規制等の状況に関する報告要領は、別途通知予定である。

※ 警察庁通達「キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。

※ 別添（略）